

議事(2) 助成申請における同一団体等の取り扱いについて
(令和2年度第3回委員会より引継ぎ事項)

令和2年度第3回委員会において、「同一団体・同一代表者からの複数申請」の取り扱いについて、次年度以降の委員会において検討をしてほしいと申し送りがあったため、報告いたします。

1、現在の取り扱いについて

同一団体からの助成申請については、「スタートアップ・ステップアップ事業のうちどちらか1事業」としている。募集申請時にその旨記載

(抜粋：令和3年度(2021年度)熊本市市民公益活動支援基金 助成申請・審査について)

1 助成内容

◆スタートアップ助成

助成対象	助成率	助成総額
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日現在で、設立3年未満の団体が実施する事業(平成30年4月2日以降設立の団体) 同一団体に対して助成できる年度は、1ヶ年度まで 	10万円を上限に事業費の10割	50万円

◆ステップアップ助成

助成対象	助成率	助成総額
<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野における市民公益活動 同一団体に対して継続して助成できる年度は、3ヶ年度まで 	25万円を上限に事業費の2/3まで	150万円

※ 上記の助成総額は、予定額のため変更する場合があります。

※ 申請できる助成事業は、上記いずれかの1事業までとします。

助成事業はスタートアップ/ステップアップ助成の2種類。くまもと・わくわく基金は、「市民公益活動」を支援するとともに、「団体育成」を目的に掲げていることから、設立後まもなく、資金基盤の弱い団体を対象とした「スタートアップ助成」は対象事業費を全額補助の対象としている(10万円を上限)。「ステップアップ助成」については、団体の継続的な活動を担保し、自主・自立性を確保していただくため、全額ではなく助成事業費の2/3の助成(25万円を上限)としている。

代表者が同一であっても、異なる団体・異なる事業で申請があった場合、現在は特に制限を設けておらず、助成を受けることが可能である。同一代表者からの複数申請は近年、数件発生している（R2年度募集 1 件（代表者が同一の 2 団体）、R3 年度募集 1 件（代表者が同一の 2 団体））。

同一団体より、毎年申請を出されることはあるが、要綱上、ステップアップについては「継続して助成を受けることができる期間は 3 ヶ年度を限度とする。」、スタートアップについては「1 ヶ年度」と、連続助成期間の定めを設けている。

現在、同一団体からの助成申請をスタートアップ助成、ステップアップ助成いずれか 1 事業としている（令和元年第 2 回委員会で承認を受けた助成案内で明記）。これは、くまもと・わくわく基金助成事業の趣旨として、**「団体の育成」（特に、設立初期の団体）を目的としているため、**1 事業に限定することで、できるだけ多くの団体に助成を受ける機会を保障できるという利点がある。また、団体の継続的な運営の面でも、特に複数の事業を行う場合、一つの助成金に頼るよりも、複数の助成金やその他資金の確保を検討するのが望ましい。

2 問題点について

代表者が同一であっても異なる団体・異なる事業の申請については、制度開始時より別団体からの申請であるとして、特に制限は設けていないが、令和 2 年度、3 年度助成事業申請時に同一代表者からの申し込み（スタートアップ助成）があり、審査の中で、**「通常、スタートアップで申請を行う団体は、設立後間もない、資金基盤や、活動も手探りのような団体を対象としているが、スタートアップで同一代表者が複数申請を行うことは、例えば、基盤や活動手法も確立した NPO 法人などが、資金を得るために任意団体を設立し申し込むことも考えられ、助成の本来の趣旨に反する申し込みがあるのではないか」という懸念が提示された。**

3、事務局案

令和 4 年度助成申請募集にあたって、同一代表者の団体からの申請に対する取り扱いについて、過去の委員会で提示された意見をふまえ、下記の 3 つの案が考えられる。

案 1：スタートアップ助成のみ、同一代表者からの助成申請を制限する。

この場合、ステップアップとスタートアップに同一代表者が別団体・別事業で申請することが可能。ステップアップ助成について、同一代表者がそれぞれ別団体・別事業として複数申請が可能。

案 2：スタートアップ・ステップアップ助成について、どちらも同一代表者からの助成申請を制限する。

代表者が同じ団体については、くまもと・わくわく基金の助成事業は 1 つしか申請できない。

案 3：同一代表者であっても、今まで通り、別団体・別事業であれば、助成を制限しない。

ただし、提出を受ける役員名簿において、役員数が少ない方の団体において、6 割以上役員の重複がある場合は、同一団体に類似するものとして助成申請を制限する。

団体の活動の自主性を尊重し、今まで通り、同一代表者からの助成申請であっても、別団体・別事業であれば助成申請を制限しない。

ただし、例えば代表者が同一の A 団体、B 団体において A 団体の役員が 5 名、B 団体の役員が 10 名で、同一の役員が 3 人以上 (A 団体の 6 割以上) の場合、A 団体は B 団体の関連組織である可能性が高いことから、同一団体に類似するものとして、助成申請を制限するもの。

この場合、団体は、A 団体は B 団体どちらで申請を行うか決定していただく。

代表者が異なる場合であっても、役員数の 6 割以上の重複が判明した場合、同様の取り扱いとする。